

大豊建設株式会社企業行動規範

建設業は生活・産業基盤の整備を通じ、国民生活の向上とわが国経済の発展に寄与するという重要な社会的使命を担っている。

建設業界は、このことを強く認識しつつ、経済社会の一員としての自覚を新たにした上で、これまでの企業行動及び商慣習を総点検し、その適正化に努めることが必要である。

ここに、建設業に対する社会の信頼回復と建設業の健全な発展に資するため、「大豊建設株式会社企業行動規範」を定める。

第 1 社会的使命の達成

1. 社会の要請に応えた建設活動の推進
企業経営の合理化及び技術開発の促進等を通じ、生産性の向上を図り、良質な建設生産物を適正価格で供給することに努める。
2. 人を大切にする産業の実現
人を大切にする産業を目指し、安全対策の強化・充実をはじめ、雇用・労働条件の改善、人材の確保・育成に努める。
3. よりよい環境の創造と保全
よりよい環境を創造するとともに、環境保全に配慮し、特に建設副産物については、リサイクルや適正処理に万全を期する。
4. 社会との調和の促進
地域社会との良好な関係の構築、積極的な社会貢献の推進、開かれた広報活動の実施等により、社会との調和を促進する。
5. 公正な競争の推進
国際的な視点を踏まえた公正で自由な競争を行うとともに、適正な利潤を獲得し、健全な企業体質を維持する。
6. 健全な建設市場の確立
適正で節度ある市場活動を推進することにより、国民経済の発展に貢献する健全な建設市場を確立する。
また、専門工事業者、資材業者等の公正な契約の締結及び役割の明確化を図り、合理的な生産システムを確立する。

第 2 法令の遵守の徹底等

1. 法令の遵守の徹底等
すべての法令について、その遵守の徹底を図るほか、企業行動が社会的常識と乖離しないよう努める。
2. 公務員との交際
国家公務員倫理法および同法に基づく国家公務員倫理規定、また当社が制定した官公庁工事営業活動基準に反する行為を行わない。

3. 政治との透明な関係の確立
政治との関わりについては、政治資金規正法、公職選挙法等関係法令の趣旨を踏まえ、透明で公正な関係の確立に努める。
4. 反社会的行為の根絶
暴力団対策法等の趣旨に則り、暴力団等からの不当な要求に応じたり、あるいは暴力団等を利用する反社会的行為は行わない。
5. 企業会計の透明化
違法な支出を行わない等不正経理を排除し、また、使途不明金の解消に努め、企業会計の透明化、健全化および財務報告の信頼性の確保を図る。
6. 公衆災害の防止
工事の関係者以外の第三者に対する生命、身体及び財産に関する危害並びに迷惑を防止する。

第 3 具体化のための措置

本行動規範の趣旨実現に向けて、経営トップは率先してその実践に努める。

また、各種マニュアルを作成し、社内教育を徹底するとともに、監査機能の強化、定期的に規則の見直しを図るなど、社内体制の整備・改善に努める。

本規範に違反する事実が発生した場合は、すみやかに原因を調査し、再発防止策を講じる。また、関係者に対し、厳正な処分を行う。

以 上